

京都市交通局管理規程第13号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「部、室、課、係及び区」を「部及び課」に改め、「労務係」、「人事係」、「福利厚生係」、「主計第一係」、「主計第二係」、「出納係」、「管財契約係」、「管理係」、「運輸係」、「路線計画係」、「事業係」、「安全対策係」、「車両係」、「運転指令区」、「施設係」、「建築係」、「機械設備係」、「軌道係」、「竹田保線区」、「醍醐保線区」、「電力係」、「信号保安係」、「情報通信係」、「姉小路電力区」、「醍醐電力区」、「姉小路電気区」、「醍醐電気区」及び「建設室」を削り、同条第2項及び同条第3項中「事業所」の右に「及びプロジェクトチーム」を加える。

第3条第1項中「、室に室長」及び「、係に係長、区に区長」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「係長」の右に「及び区長」を加え、同項の表を次のように改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

企画総務部	総務課	庶務係長 文書広報係長
	企画課	調査係長 経営計画係長 広告販売促進係長 事業企画係長
	職員課	労務係長 人事係長 福利厚生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 管財契約係長

自動車部	営業課	管理係長
	運輸課	運輸係長 安全運行推進係長 事故対策係長 事業係長 路線計画係長
	技術課	車両係長
高速鉄道部	営業課	管理係長
	運輸課	運輸係長 運転指令区長
	施設課	施設係長 建築係長 機械設備係長 軌道係長 竹田保線区長 醍醐保線区長
	高速車両課	車両係長
	電気課	電力係長 信号保安係長 情報通信係長 姉小路電力区長 醍醐電力区長 姉小路電気区長 醍醐電気区長

第4条第1項中「, 室長」を削る。

第5条第1項中「(課を置かない室の室長を含む。)」を削る。

第7条第1項中「, 室長」を削り, 同条第2項中「又は室長」及びただし書を削り, 同条第4項を削る。

第8条総務課の項及び同条企画課の項中「及び室」を削り, 同条財務課の項中第26号を第27号とし, 第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ, 第19号の次に次の1号を加える。

(20) 用地の測量及び地上物件の査定に関する事。

第10条営業課の項中第17号を第22号とし, 第16号の次に次の5号を加える。

(17) 高速鉄道の免許に関する事。

(18) 高速鉄道に関する調査及び研究に関する事。

(19) 高速鉄道に係る技術事務の統括に関すること。

(20) 高速鉄道事業に係る鉄道施設変更認可，道路下敷設許可及び道路占用許可に関すること。

(21) 工事及び開業に係る監査等の統括に関すること。

第10条高速車両課の項第4号を次のように改める。

(4) 高速鉄道の相互直通運転等に係る車両関係の協定，協議等に関すること。

第10条電気課の項に次の1号を加える。

(4) 高速鉄道の電力設備及び電気設備に係る許認可の申請に関すること。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)